

あすかケアホーム 利用料金

- ①サービスの提供に要する費用
- ②生活費（食費・共用部の水光熱費）
- ③居住費（家賃）
- ④地域密着型特定施設入居者生活費（介護保険自己負担額）
- ①～④の費用を全て合算したものが基本利用料金となります。

※1 ①は対象収入（収入－必要経費）による【階層区分】で額が異なります。
※2 ④は認定を受けている介護度、負担割合（1～3割）により額が異なります。
※3 その他、個人的に必要な物品や嗜好品、おむつなどの消耗品は実費をご負担いただきます。

サービスの提供に要する費用の対象収入による費用徴収額と月額自己負担額（①～③）

単位：円

対象収入	①サービス費	②生活費	③居住費	①+②+③
1,000,000円以下	10,000	45,954	53,100	109,054円
1,500,000円以下	11,000			110,054円
1,600,000円以下	14,000			113,054円
1,700,000円以下	18,000			117,054円
1,800,000円以下	21,000			120,054円
1,800,001円以上	98,400			197,454円

対象収入は前年（1～12月）の収入・必要経費（社会保険料・医療費など）により計算されます。
例）2025年度（4月～翌年3月）の費用は2024年1～12月が対象となります。
◇その他 冬季加算（11月～3月）2,260円/月、紙おむつ、嗜好品など別途実費が必要です。

地域密着型特定施設入居者生活に係る費用（④） 単位：円

1割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	546	614	685	750	820
30日あたり	16,380	18,420	20,550	22,500	24,600

その他各種加算による費用負担がございます。(加算合計額：1,330円)

また、合計の費用に対し、介護職員処遇改善が加算されます。

<算定中の加算>

個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）、科学的介護推進体制加算、生活機能向上連携加算（Ⅱ）、生産性向上推進体制加算（Ⅱ）、高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）、新興感染症等施設療養費、協力医療機関連携加算、口腔衛生管理加算、口腔・栄養スクリーニング加算、サービス提供体制加算（Ⅰ）

その他 個別的サービス費用

A：個別的な外出介助

入居者（家族）の希望により、個別におこなわれる買物、旅行などの外出介助および、医療機関等への通院・入退院にひつような介助

B：個別的な買い物等の代行

利用者（家族）の希望により、買物等の代行に要する費用

	単位：円
車両維持管理費（1回）	300
燃料費（1kmあたり）	15

対象収入について

年間（1～12月）の [収入] - [必要経費] = 対象収入 として計算します。

[収入] として算定されるもの

1. 年金・恩給など（公的・私的給付の如何を問わず）
2. 財産収入：田畑、家屋、機械器具等を他に利用されて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料など
3. 利子・配当収入：公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益配当等の収入
4. その他収入：不動産、不動産の処分による収入譲渡所得、山林所得、一時所得等（退職金は、入所前の臨時的な収入として算定しません）、相続、遺贈または個人からの贈与による所得

[必要経費] として算定されるもの

1. 所得税、住民税、相続税、贈与税などの租税（固定資産税は含みません）
2. 社会保険料、国民健康保険税等これに準ずるもの
3. 仕送り金・その他の経費
4. 医療費
5. 居宅介護サービス費（介護保険自己負担額）

[収入] や [必要経費] としての支払いや支出を証明するものが必要となります。

- 所得課税証明書
- 年金等の源泉徴収票
- 年金等が振り込まれる通帳（写し）
- 領収証など支払が証明できるもの
をご提出いただきます。

その他利用料を含めて、入居に必要な金額を算出する計算が複雑になっておりますので、遠慮なくご相談ください。

入居をご検討いただく段階で、概算額を計算することも可能でございます。

ご見学やお申し込みの際にお申し出ください。